

# 米国関税措置に関連する留意点 ～意図せず不正行為を行わないために～

日本貿易振興機構（ジェトロ）

海外ビジネスサポートセンター 貿易投資相談課

2026年2月

# コンテンツ

**Case1 : 原産地の決定**

**Case2 : 関税分類番号（HTSコード）の選択**

**Case3 : アンダーバリュー（過少申告）**

**Case4 : グループ間の取引（移転価格）**

**Case5 : 規制への対応**

**Case6 : 輸入者の責任**

第2次トランプ政権が発表した関税措置により賦課対象となった地域に展開する日本企業の事業運営支援のため、ジェトロでは2025年2月に「米国関税措置等に伴う日本企業相談窓口」を設置しました。同窓口には、設置から1年間で約4,300件のご相談をお寄せいただきました。本資料は、同窓口寄せられたご相談のうち、日本企業が特に留意すべきと考えられる事項を取りまとめたものです。

# Case1 : 原産地の決定

## ? Case



- これまでミャンマーから米国へ輸出していました。対ミャンマー産品の関税率が高くなったので、**商流を「ミャンマー→日本→米国」に変更**することを検討しています。この場合、日本産とみなされますか？
- これまで中国で最終製品を製造して米国へ輸出していました。対中関税率が高くなったので、**部品を日本に輸入して、日本で部品から最終製品に組み立て、米国に輸出**することを検討しています。この場合、日本産とみなされますか？

## ⚠ Caution

- ✓ いいえ、日本産とはみなされません。**単に商流を変更したり、単純な組立工程を実施しただけでは、原産地は変わらない（「実質的な変更」は生じていない）と判断されるケースが大半**です。意図せず違反行為をしないよう注意が必要です。
- ✓ 米国では原産地規則（非特惠の場合）の明確な基準はなく、ケースバイケースで判断されます。一般的には、経由国で「**実質的な変更（Substantial Transformation）**」が行われた場合、**最終的に実質的な変更をもたらした地が原産地**となります。米国における実質的な変更基準とは、「当該産品が、固有の名称、特徴又は用途を持ち合わせた、新たな異なる産品へと変更（transformation）したか否か」に基づき、実質的な変更の有無を判定する基準であると、一般に理解されています。
- ✓ 米国税関・国境警備局（CBP）が相互関税を回避するために**迂回輸出**されたと判定した場合、原産国の製品に適用される追加関税率に代わる40%の追加関税のほか、罰金、罰則、手数料、製品の原産国に適用されるそのほかの関税などが適用されます。

## Case1 : 原産地の決定 (参考 : 原産性の事例)



中国から鍋、ふた、取っ手を米国へ輸入。  
米国で取っ手を鍋およびふたに取り付け。  
これは米国産品と見なされるか？  
(Ran-Paige 事件、1996年)

- 名称の変更：鍋、ふた、取っ手という名称は組立ての前後で変化しないことから認められない。
- 特徴の変更：特徴とは物の独自性を形作る特性をいう。鍋は加熱中またはその前後に食物を入れておくという特徴、ふたは鍋の中に食物を閉じ込め加熱を助けるという特徴、取っ手は取り付けられたものを操作しやすくするという特徴があるが、これらの特徴は組立て前後で変わらない。
- 用途の変更：鍋の部品はそれぞれ輸入された時点で用途が定まっており、米国での組立て後も、その用途に変更はない。

したがって、**実質的な変更は認められない。**  
**= 米国産と見なされない**



中国、ブラジル等8カ国から原材料を日本へ輸入。  
日本で原材料を混合・充填等を行ったソースは日本産品と見なされるか？  
(CROSS、N333285、2023年)

- このケースでは、原材料を混ぜてソースを製造することで、実質的な変更が起こる。
- 原材料は個々の特性を失い、新しい製品である食品調理品の不可欠な一部となった。これは、新たな「名称、特徴、用途」を有するという実質的な変化の要件を満たしている。

したがって、**実質的な変更が認められる。**  
**= 日本産と見なされる**

## Case2 : 関税分類番号 (HTSコード) の選択

### ? Case



- 自社商品のHTSコード (※) は、鉄鋼・アルミ関税と自動車・同部品関税の両方の対象です。自動車・同部品関税の方が安いので、**自動車部品の用途ではないものの、自動車部品として申告して良いでしょうか？**
- 自社製品のHTSコードはxxxxxxだと思いましたが、**関税率の低い/追加関税の適用外であるyyyyyyで申告して良いでしょうか？**

### ⚠ Caution

- ✓ いいえ。HTSコードは商品特性等に基づく正しい分類で申告する必要があります。最終判断は米国税関が行いますが、輸入者は「Reasonable Care (合理的注意)」義務を負います (参考資料)。輸入者は自身の責任として正しい輸入申告を行う法的義務がありますので、**注意が必要**です。
- ✓ なお、複数の追加関税措置の対象となる場合、累積停止措置が設けられており、対象商品が自動車・同部品であれば、鉄鋼・アルミ関税ではなく自動車・同部品関税が適用されます。しかし、**自動車部品として使用されない場合は鉄鋼・アルミ関税が適用**されます。自動車部品でない商品を自動車部品として申告してはいけません。

## Case3 : アンダーバリュー (過少申告)

### ? Case



- 1. 米国の関税率が高くなったので、課税価格 (FOB相当) を低くして税関に申告すれば関税が安く済むでしょうか？
- 2. 米国の輸入者から、①税関用と②輸入者への請求用の二種類の請求書 (インボイス) を作成して欲しいと言われましたが、対応して問題ないでしょうか？

### ⚠ Caution

#### ✓ 1の場合

いいえ、できません。米国の関税評価は、原則として**取引価格 (Transaction Value) に基づきます** (取引価格が使用できない場合、法令に定める順序で他の評価方法に実施)。取引価格は、「当該貨物が米国向け輸出のために販売された際に実際に支払われた、または支払われるべき価格に加算項目 (梱包費用、販売手数料、ロイヤルティ等) を加えた金額」です (参照資料 P8)。したがって、課税価格は適切に申告しなければなりません。実際より低い価格で申告すると、虚偽申告と見なされ罰金等の対象になる可能性や、不当に低い輸出価格が不当廉売 (Dumping) と見なされアンチダンピング調査に繋がる可能性もあります。

#### ✓ 2の場合

いいえ、対応すべきではありません。上記と同様、課税価格は基本は取引価格 (Transaction Value) を使用します。取引価格以外の価格を使用する場合は、取引価格が決定できない、または制限により使用できないことが前提となり、その場合も、類似製品の市中価格等実際の市場価格に基づく価格が基本となります。輸入価格は、基本的には輸入者の責任で申告しますが、**輸出者側でアンダーバリュー目的で使用されることを知りながら取引価格と異なる価格でインボイスを作成することは、虚偽申告に加担したとみなされる恐れ**があります。

## Case4 : グループ間の取引（移転価格）

### ? Case



- 日本から米国のグループ会社（現地法人）向けに部品を輸出します。追加関税に伴う米国のグループ会社の経営悪化を避けるため、販売価格を引き下げようと思っていますが、何か問題がありますか？

### ⚠ Caution

- ✓ はい、問題が生じる可能性があります。

○ CBPへの輸入申告の観点：米国の関税評価は、原則として**取引価格（Transaction Value）に基づきま**す（取引価格が使用できない場合、法令に定める順序で他の評価方法に実施）。取引価格は、「当該貨物が米国向け輸出のために販売された際に実際に支払われた、または支払われるべき価格に加算項目（梱包費用、販売手数料、ロイヤルティ等）を加えた金額」です（参照資料 P8）。またCBPは、**関連者間取引において、関税評価に取引価格を採用できるか判断する**としています（参照資料）。したがって、課税価格は適切に申告しなければなりません。

○ 移転価格税制の観点：関連者間の販売価格を引き下げること自体が直ちに問題となるわけではありませんが、当該価格が独立企業原則に適合しているかが日米双方の税務当局から検証されることとなります。**引き下げ後の価格水準や利益配分の結果次第では、移転価格税制上の問題があるとして否認されるリスクがあります。**

- ・ 日本側税務当局の指摘の方向性：海外関連者に不当に安く販売し、取引条件が当該取引の実態に照らして独立企業間の水準を下回り、日本側の所得が過少となっているとして、日本側の所得を増やす方向で調整される可能性。
- ・ 米国側税務当局の指摘の方向性：追加関税の影響により販売価格がなお高すぎ、取引条件が当該取引の実態に照らして独立企業間の水準を上回り、米国現地法人の所得が過少になっているとして、米国側の所得を増やす方向で調整される可能性。

- ✓ 米国向け販売価格を引き下げると、例えば第三者向け価格の見直しや、日本側の原価低減等、第三者間でも起こり得る合理的な事情に基づく価格改定であることを説明できるよう整理する必要があります。詳しくは、税務・法務等の専門家にご確認ください。

## Case5 : 規制への対応

### ? Case



- 関税負担が大きくなったので、コストダウンする方策を探しています。アパレル製品のラベル表示を最低限の手間・コストで対応したいのですが、何か問題がありますか？  
例えば、英語での縫い付けタグではなく別紙で代替することはどうですか？

### ⚠ Caution

- ✓ 米国の連邦取引委員会（Federal Trade Commission: FTC）によるCare Labeling Ruleにおいて、ラベル表示は「製品の使用期間中、分離せず、判読可能であること」が規定されています。そのため、別紙や印刷したシールなどは原則として認められないこととなります。**米国の法規制に則った対応をすることが必要**です。
- ✓ 米国の法規制に則っていない製品を輸入する場合、輸入差し止め等のリスクがあるほか、同結果として製品の欠陥と被害が発生すれば、米国においてはPL法（製造物責任法）に基づく高額な民事訴訟リスクに留意する必要があります（参考資料）。

## Case6 : 輸入者の責任

### ? Case



- 1. 米国の原産地基準は、数値として明確な基準は米国当局から示されていないと聞きました。どう対応したら良いか不安です。
- 2. 中古機械を輸出します。中古品なので**申告価格はどのように設定したら良い**でしょうか。

### ⚠ Caution

- ✓ 最終判断は米国税関が行いますが、輸入者は「Reasonable Care（合理的注意）」義務を負います（参考資料）。**輸入者は自身の責任として正しい輸入申告を行う法的義務がありますので、注意が必要です。**
- ✓ 1の場合  
米国では原産地規則（非特惠の場合）の明確な基準はなく、ケースバイケースの判断が必要です。一般的には、経由国で「**実質的な変更（Substantial Transformation）**」が行われた場合、**最終的に実質的な変更をもたらした地が原産地**となります。米国における実質的な変更基準とは、「当該産品が、固有の名称、特徴又は用途を持ち合わせた、新たな異なる産品へと変更(transformation)したか否か」に基づき、実質的な変更の有無を判定する基準であると、一般に理解されています。
- ✓ 2の場合  
米国税関の資料では、中古機械の輸入で申告すべき価値は**元々の販売価格から適切な減価償却分を差し引いた値**としています。ただし、この方法は、その使用から生じる価値が米国への輸出時の実際の市場価値に近似している場合にのみ有効ともしています（参考資料P534）ので、日本での減価償却が完了しているからといって0ドルで申告することは認められません。

## ジェトロの情報提供

より詳細な  
情報を確認  
したい

特集：米国関税措置への対応

[https://www.jetro.go.jp/world/us\\_tariff.html](https://www.jetro.go.jp/world/us_tariff.html)

メールマガジン

「World Info Train ★ News Station」

<https://www.jetro.go.jp/mail/list/infotrain/>

## ジェトロの相談窓口

具体的に  
聞いてみたい  
ことがある

米国関税措置等に伴う日本企業相談窓口  
(24時間オンライン申込受付)

<https://www.jetro.go.jp/services/advice/>

★ご相談は無料です★

本資料は2026年2月10日時点（日本時間）のもので、最新情報は、日米両政府の発表資料を参照してください。

本資料は、日米両政府からの公式発表または書簡での通告等を基に作成しています。

本資料は情報提供を目的に作成したものです。資料作成において出来る限り正確に記載するよう努力しておりますが、その正確性を保証するものではありません。本情報の採否はお客様のご判断で行ってください。また、万一不利益を被る事態が生じてもジェトロおよび執筆者は責任を負うことができませんのでご了承ください。